

小規模多機能自治 推進基本方針

【定義】

小規模多機能自治とは、地域住民が主体となり、地域内の多様な団体が連携統合した地域運営組織を形成し、防災、福祉、環境、交流といった地域の複合的な課題を総合的に解決していく持続可能な自治の仕組みである。

【目的】

人口減少・少子高齢化が進行する中、担い手不足や業務の重複により、各組織単独での活動維持が困難になっていることにより、地域住民にとって大きな負担となっている。このことは、令和5年の市議会からの政策提言で提案され、また行政も認識しているところであり、早急な対策が必要である。

こうした中、市内では、既存の組織が連携・統合し、拠点を集約して効率的に地域運営を行う動きが始まっている地域もある。

こうした住民主体の動きを行政が戦略的に支援し、人と人がつながり支え合う地域コミュニティの充実を実現することを目的とする。

また、本方針は一足飛びに完成形を目指すものではなく、最終目標である小規模多機能自治の実現に向けて地域の現状把握や既存組織の連携など、新たな地域づくりの土台となる方向性を定めるものである。

【基本理念】

地域住民、行政、市議会が一丸となって知恵を出し合い、地域の皆さんが一体となり主体的かつ自主的に、地域の特色を生かした地域づくりに取り組める小規模多機能自治の実現を目指す。

【推進の方針】

① 地域の現状把握と共有

地域住民の声を基に地域の困りごとを把握し、地域全体の課題を共有して取り組む方向性を定める。地域計画策定など将来ビジョンを見える化し、住民主体による合意形成を目指す。

② 組織の集約化

地域内に並立する「まちづくり協議会」「公民館」「社会福祉協議会支部」「行政協力委員」「自治会」等の連携を強化し、意思決定を一元化する「地域運営組織」への移行を推進する。

③ 財源の確保と運用の適正化

各組織個別に管理されていた予算を、地域運営組織の会計として一本化する。縦割りの補助金申請の手間を省くとともに、機動的な運営を実現する。

④ 人材の確保と育成

特定の個人や団体に役職を固定化させないで、女性や現役世代、若者が参画しやすい環境を整備する。一方で地域の責任者（会長）や実務を担う事務局員に対し、業務量と責任に見合った「適正な報酬」を支払う仕組みを標準化する。

⑤ 活動拠点の整備と拠点の多機能化

地域活動の事務機能や交流機能が一箇所にまとまる「地域拠点施設」の確保・整備を支援する。